

延納願・分納願について（注意事項）

神戸女学院大学 学生生活支援センター

経済的事情により納入期限までに学費が納入できない場合は、納入の延期または納入の分割を願い出ることができます。理由に妥当性があり、期日納入が明らかであるものに限り、延納または分納が認められます。学費の延納または分納を願い出る場合は、別紙「延納願」「分納願」に必要事項を記入の上、学生生活支援センターの窓口を持参、または学生生活支援センター宛に郵送してください。郵送される場合は記録の残る方法（特定記録・簡易書留・レターパック等）で郵送してください。

提出期限	前期	5月10日【必着】	※左記期限が土日祝日にあたる場合は、前開講日を提出期限とします。
	後期	10月15日【必着】	

- ※ 「延納願」「分納願」の提出がない場合は、学費の延納・分納は認められません。
- ※ 内容に不備がある場合や、提出期限を過ぎた場合は受理できません。
- ※ 願い出の結果、延納及び分納が認められない場合は個別に連絡いたします。
- ※ 郵送での提出の場合は、郵送事故などの事情による場合であっても提出期限までに大学に届かない場合は認められませんのでご注意ください。
- ※ 留学・休学等学籍の異動により納入期限が別途定められている学生は、その日を提出期限とします

<諸注意>

◇ 延納・分納共通

- 延納願・分納願は学生本人に窓口にて渡します。（メール、郵送での対応はいたしません。）
- 延納願・分納願は必ず学生本人が記入して提出してください。
- 学生本人と大学届け出の保証人のそれぞれの自署（代筆不可）で提出してください。
- 合理的な申請理由を記入してください。（理由によっては認められない場合があります。）

延納及び分納いずれも最終納入期限は、前期8月10日、後期1月15日です。「延納願」「分納願」を提出される方は、振込みが確実に最終納入期限に間に合うよう手続きしてください。最終納入期限までに学費が完納されない場合は、以下の学費規程(抜粋)に基づき対応いたします。

「神戸女学院大学学費に関する規程」

第6条 在学生であって前学期の学費を完納していないときには、次の学期の学科目の登録を認められない。

第7条 正当な理由なく第4条に定める納期に学費を納入せず、納期最終日*から3か月以内に納入しない者は除籍することができる。 ※ 前期5月10日・後期10月15日

第8条 学費未納者は、卒業を認められない。

◇ 延納

- 延納用の振込用紙は改めての発行はいたしません。当初発行しております「〇〇年度前・後期学納金の納付について」の下部「振込用紙」に記載の本学口座宛にお振込みください。なお、「〇〇年度前・後期学納金の納付について」には当初の納入期限を記載しておりますが、切り取り線で切り離れた振込用紙はそのまま銀行窓口で利用可能です。振込用紙記載の銀行の本支店から振込みされる場合、振込手数料はかかりません。

◇ 分納

- 下記の定められた分納期限のうち、3回もしくは2回を選択してください。金額は自由に設定いただいて結構です。

	第1回	第2回	第3回
前期	6月10日	7月10日	8月10日
後期	11月10日	12月10日	1月15日

☆上記の期限が銀行休業日にあたる場合は、前営業日を納入期限とします。

- 分納用の振込用紙は改めて発行いたしません。当初発行しております「〇〇年度前・後期学納金の納付について」の下部「振込用紙」に記載の本学口座宛に、分納願に記入された金額をお振込みください。振込毎に振込手数料がかかります。

以上